

輸出入者の皆様へ

## 簡易申告制度・特定輸出申告制度の改善

米国で発生した同時多発テロ以降、国際物流におけるセキュリティの確保と効率化の両立は、国際的な流れになっています。

関税局・税関では、税関手続においてこの目的を達成するため、輸入貨物に係る簡易申告制度及び輸出貨物に係る特定輸出申告制度を導入してきましたが、利用者の利便性の向上と、より高度なコンプライアンスを確保する観点から、関税法の一部を改正し、4月1日（一部10月1日）に施行しました。

### 主な改善項目

- ・ 原則として、全ての貨物について、特例申告又は特定輸出申告が行えるようになりました。
- ・ 特例輸入者についてもコンプライアンス・プログラムを定めて頂くことになりましたが、特例輸入者と特定輸出者のコンプライアンス・プログラムについて、これを統一して作成することができるようにするとともに、記載すべき事項等を大幅に削減（約130項目から約40項目へ）し、簡素化を図りました。
- ・ コンプライアンスに関するチェックシートを公表し、申請者が自らコンプライアンスの程度をチェックすることができるようにしました。また、申請書を受理してから、承認又は不承認を決定するまでの処理期間を、原則として1か月に短縮しました。
- ・ 関税法におけるコンプライアンス・プログラムと、経済産業省及び国土交通省の制度に係るコンプライアンス・プログラムとの調和と連携を図りました。

詳細については、それぞれのリーフレットをご覧ください。

# 簡易申告制度の改善について

平成19年4月1日（一部10月1日）から、簡易申告制度が変わりました。

今般、関税法が改正され、簡易申告制度をより利用しやすい制度にするとともに、輸入者の皆様方の法令遵守に対する取組みをより一層高めて頂くため、特例輸入者の承認の要件が変わりました。

## より使いやすくするために

これまでは、輸入者が継続して輸入（年6回以上）している貨物について、税関長の指定を受ける必要がありましたが、このような指定制を廃止し、基本的に全ての貨物について特例申告を行うことができるようになりました。

簡易申告制度を利用する貨物については、その貨物が本邦に到着する前に国内への引取りのための申告（輸入申告）を行うことができるようになります。

これまでは、輸入の許可毎に特例申告を行うこととされていましたが、月毎の輸入許可について一括して特例申告を行うことができるようになります。

（注）上記 と は、本年10月1日から施行されます。

## より高いコンプライアンスのために

過去の一定期間に、関税関係及び国税関係の法令以外の法令についても、違反していないことが必要になりました。

役員や従業員等が、法令を遵守するために守るべき法令遵守規則を定めていることが必要になりました。

電子情報処理組織（NACCS）により特例申告等を行うことができるなど、適正な業務遂行能力を有していることが必要になりました。また、財務状況に関する事項等に関して、監査体制等について確認させて頂くことになりました。

# 特定輸出申告制度の改善について

平成 19 年 4 月 1 日から、特定輸出申告制度が変わりました。

今般、関税法が改正され、特定輸出申告制度をより利用しやすい制度にするとともに、輸出者の皆様方の法令遵守に対する取組みをより一層高めて頂くため、特定輸出者の承認の要件が変わりました。

## より使いやすくするために

これまでは、輸出しようとする貨物が置かれている場所を管轄する税関に対してのみ特定輸出申告を行うことができましたが、これに加えて、貨物を外国貿易船や外国貿易機に積み込む予定である開港又は税関空港を管轄する税関に対しても特定輸出申告を行うことができるようになりました。

これにより、これらの港や空港に向けて運送されている途中の貨物についても、特定輸出申告を行うことができるようになりました。

他の輸出者との混載貨物についても、特定輸出申告が行えるようになりました。

## より高いコンプライアンスのために

電子情報処理組織（NACCS）により特定輸出申告を行うことが必要になりました。また、財務状況に関する事項等に関して、監査体制等について確認させて頂くことになりました。

新しい承認の要件、法令遵守規則の記載事項などについては、「特例輸入者及び特定輸出者の承認要件の審査要領について」(平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号)をご覧頂くほか、各税関の法令遵守担当部門にお問い合わせ下さい。連絡先は、以下のとおりです。

- ・ 函 館 税 関 . . . . . 電話 : 0138-40-4254
- ・ 東 京 税 関 . . . . . 電話 : 03-3599-6343
- ・ 横 浜 税 関 . . . . . 電話 : 045-212-6110
- ・ 名 古 屋 税 関 . . . . . 電話 : 052-654-4169
- ・ 大 阪 税 関 . . . . . 電話 : 06-6576-3391
- ・ 神 戸 税 関 . . . . . 電話 : 078-333-3071
- ・ 門 司 税 関 . . . . . 電話 : 093-332-8503
- ・ 長 崎 税 関 . . . . . 電話 : 095-828-8665
- ・ 沖 縄 地 区 税 関 . . . . . 電話 : 098-862-9281

また、以下のホームページもご参照ください。

- ・ 税関ホームページ <http://www.customs.go.jp/>